

質問書に対する回答 1 2

件名) 長野自動車道 五常橋床版取替工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	<p>①設計書(金抜)「特-(19)床版の詳細設計 管路・線路移転設計A、特-(19)管路・線路移転設計B、特-(19)管路・線路移転設計C」</p> <p>②特記仕様書「24-3 床版の詳細設計」</p>	<p>支障物移転に必要な管路・線路の検討について、管路・線路移転設計Aの五常橋および、管路・線路移転設計Bの滝ノ沢橋は、当初工事の工事箇所は「上り線」、後発工事の工事箇所は「下り線」となっておりますので、上下線を対象に設計が必要と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>また、管路・線路移転設計Cの大平橋は、後発工事の工事箇所が「上り線」のみであるため、「下り線」は不要と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>五常橋については床版の詳細設計Aと対面通行規制の設置に伴い必要となる管路・線路移転設計を、滝ノ沢橋については床版の詳細設計Bに伴い必要となる管路・線路移転設計を、大平橋については床版の詳細設計Fに伴い必要となる管路・線路移転設計をそれぞれ行うものとお考えください。</p>
2	<p>①設計書(金抜)「特-(19)床版の詳細設計 管路・線路移転設計A、特-(19)管路・線路移転設計B、特-(19)管路・線路移転設計C」</p> <p>②特記仕様書「24-3 床版の詳細設計」</p>	<p>特記仕様書P.72「24-33-3 種別」に、管路・線路移転設計Aの五常橋のみ、「対面通行区間」の言葉がございます。こちらは、図面番号115「交通規制図(その4)」を拝見するに、対面通行区間は、五常橋と滝ノ沢橋をまとめて規制するためと考え、管路・線路移転設計Bの滝ノ沢橋に記載がないのでしょうか。</p> <p>また、管路・線路移転設計Cの大平橋は対面通行区間の設計は不要と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>そのとおりです。</p> <p>大平橋(上り線)の対面通行区間の設計は管路・線路移転設計Aに含みます。</p>
3	<p>①設計書(金抜)「特-(19)床版の詳細設計 管路・線路移転設計A」</p> <p>②特記仕様書「24-3 床版の詳細設計」</p>	<p>特記仕様書P.72「24-33-3 種別」管路・線路移転設計Aの五常橋の「対面通行区間」について、図面番号115「交通規制図(その4)」には、対面通行区間「L=1,181m」と記載があるなか、テーパー部・平行区間・わたり区間を全て合わせると規制区間「L=2,541m」となります。支障物移転の施工延長はどちらを計画でお考えでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>支障物移転の必要範囲を含めて管路・線路移転設計A、B、Cにて検討を行うものとなります。</p>